

回答書

「ケアラー支援普及啓発業務委託企画提案公募」に対する質問について、次のとおり回答します。

受付番号	質問事項	回答
1	<p>配信するSNSアカウントについてですが、既存のアカウントに投稿するのか新しく立ち上げるのか、どちらでしょうか。</p> <p>また、既存のアカウントの場合はアカウント名をご教示していただくことは可能でしょうか？</p>	<p>現時点では、既存のアカウントを利用し配信を予定しています。またアカウント名は以下の通り予定していますが、今後変更となる可能性もあります。</p> <p>Youtube：山梨チャンネル Instagram：山梨県働く人・働き方支援課 X：山梨県働く人・働き方支援課 Tiktok：山梨県働く人・働き方支援課 など</p> <p>諸事情により別立てでアカウントを立ち上げる必要がある場合には、委託業者と協議の上決定することとします。</p>